

春日部市高齢者補聴器購入費補助について

春日部市では聴力機能の低下により日常生活、会話等に支障を来している高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を補助することにより、コミュニケーションの機会を確保することで閉じこもりを防ぎ、積極的な社会参加を支援するとともに、認知症予防の一助とし、もって高齢者福祉の向上を図ることを目的とする事業を行っています。

補助の対象要件

以下のすべての要件を満たす方となります。
(事前に高齢者支援課にお問い合わせください)

- ① 市内に住所を有する65歳以上の者
- ② 市民税非課税世帯に属する者又は生活保護法による被保護世帯に属する者
- ③ 両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない者（他法の規定による補聴器購入助成を受けている場合も対象外です）
- ④ 耳鼻咽喉科の指定医師（※）が補聴器の必要性を認めた者（意見書による）
- ⑤ これまでにこの事業の補助を受けたことがない者

※身体障害者福祉法による指定医師（障害区分が聴覚の指定医師）です

補助の内容及び注意事項

- 片耳・両耳を問わず、20,000円を上限として1人1回限りの補助となります。
- 補助対象補聴器は、管理医療機器の補聴器機本体の購入費のみとなり、集音器、付属品、修理調整費用は対象外となります。
- 申請にかかる受診料、検査料、文書料、送料等は自己負担となります。
- 交付決定前に購入されたものは補助の対象外です。必ず事前に交付申請を行ってください。
- 毎年度予算の範囲内での補助となります。
- 申請締め切りは毎年2月末日（休日の場合は翌営業日）となります。締め切り前でも予算枠に達した場合は翌年度の交付申請となります（意見書はそのまま使うことができます）。
- 請求は交付決定を受けた同年度の3月末営業日までに行ってください。

補助対象機器

本事業の補助対象となる補聴器は、管理医療機器の補聴器となります（いわゆる集音器は対象になりません）。よって、これらの補聴器の取り扱いができ、見積書、領収書の発行ができる販売店でご購入ください。

《問い合わせ先》 春日部市役所 高齢者支援課 高齢者支援担当（本庁舎2階10番窓口）

344-8577 春日部市中央7丁目2番地1

電話：048-736-1114 FAX：048-733-0220

申請から補助金交付までの流れ

申請締切は毎年2月末日となります(毎年度予算の範囲内の補助となります)

1. 購入前申請

- ① 高齢者支援課で対象要件の確認及び申請用書類を取得
必ず事前に窓口等で対象要件等を確認してください。その後申請書一式をお渡しします（申請書は市ホームページからもダウンロードできます）。
- ② 耳鼻咽喉科の指定医師（※）を受診し、意見書を取得
意見書（様式第2号）を持って、耳鼻咽喉科の指定医師を受診してください。
この補聴器購入費補助事業の対象となる聴力レベルで、医師が補聴器の使用が必要と認めた場合、意見書の作成を依頼してください（受診料、検査料、文書料、送料等は自己負担となります）。
※身体障害者福祉法による指定医師（障害区分が聴覚の指定医師）です
- ③ 販売店で対象補聴器の見積書を取得
管理医療機器の補聴器の販売店で機器について相談し、購入予定の補聴器の見積書（製品名、型番、金額入りのもの）を作成してください。
- ④ 高齢者支援課に申請書と意見書と見積書を提出
申請書と意見書と見積書を高齢者支援課に提出してください。
毎年度予算の範囲内での補助となります。交付申請締め切りは毎年2月末日（休日の場合は翌営業日）となります。締め切り前でも予算額に達した場合は翌年度に交付申請となります（医師意見書はそのまま使うことができます）。
- ⑤ 交付決定通知書を受領
市から交付決定通知書、補助金交付請求書を送付します。

2. 機器購入

- ⑥ 補聴器を購入し、領収書を取得
交付決定通知書が届いたら、販売店で補聴器を購入してください。その際に、領収書（申請者名、製品名、型番、購入金額入りのもの）を必ず取得してください。

3. 補助金請求

必ず3月末営業日までに請求してください

- ⑦ 高齢者支援課に補助金交付請求書を提出
予め送付された交付請求書に必要事項を記入し、購入時に取得した領収書（写し可）を添えて高齢者支援課に提出してください。指定口座に補助金を振り込みます。
3月末日までに提出してください（末日が休日の場合は前営業日）。